

### 北海道労働金庫の多重債務問題への対応

古江 晋也

・北海道労働金庫(以下、北海道労金)は各労働組合内で行われている多重債務問題への対応をサポートするという位置づけで、労働組合の組合員を対象に多重債務問題のカウンセリング等を実施している。北海道労金の多重債務問題の相談は全営業店(34 店舗)で実施している。ただし、札幌市、函館市については相談者が多いこともあり、プライバシー保護の観点から営業店と異なる場所に「お客様相談室」を設置して対応している。

・負債整理資金融資は、勤労者を「高利貸しから開放する」という労働金庫設立の原点を具現化した金融商品であることと、他の個人ローンと比べて高い利ざやを確保できる、ということを考慮すれば、他の金融商品とは一線を画しているといえる。ただし、同融資は、ヒアリングから弁護士等に委任するまでの期間が2ヶ月以上かかることがある、通常の融資案件よりも事務処理に手間がかかる、などといった課題もある。

#### はじめに

労働金庫は、1950年に兵庫県と岡山県で誕生して以来、55年までに沖縄を除いた全国に設立された(沖縄県労働金庫は66年に設立)。当時、勤労者に対する融資には、慎重な姿勢を示す金融機関が多く、消費者金融等から生活資金の借入を行う者も少なくなかった。こうしたなか、労働金庫は「高利貸しからの開放」を经营理念とし、勤労者の生活の質的向上を目指した事業展開が行われた。北海道労働金庫(以下、北海道労金)もこのような社会的背景を通じて設立された労働金庫であり、1952年の「炭労・電産スト」に際しては勤労者に生活資金を融資した経緯もある。また、83年頃のいわゆる「サラ金問題」が深刻化した時期には、全国の労働金庫が統一的に対策キャンペーンを実施。北海道労金も負債整理融資を活用して同問題に対処した。

本稿では、北海道労金における多重債務問題への対応プロセスを概観することで、

地域金融機関は多重債務問題にどのように対処することが望ましいか、ということを検討する。

#### 取組みスタンス

近年、多重債務問題が深刻化するなか、北海道の各労働組合は組合員の生活の更生の観点からその対策を積極的に展開している。こうしたなか、北海道労金は各労働組合内で行われている多重債務問題への対応をサポートするという位置づけで、労働組合の組合員を対象に多重債務問題のカウンセリング等を行っている。

多重債務問題の相談は全営業店(34店舗)で実施している。ただし、札幌市、函館市については相談者が多いこともあり、プライバシー保護の観点から営業店舗外に「お客様相談室」を設置して対応している。同相談室は完全予約制を採用しており、来店者が他者と顔を合わせないように配慮している。相談員の配置については、主要都

市（札幌市・函館市）では専任担当者を配属しているが、その他の営業店では、他の業務と兼業で対応している。

## 多重債務相談対応フロー

図表1は北海道労金における多重債務の債務整理フローを表したものである。多重債務に陥った勤労者は、まず組合役員に相談を行う。その後、相談者から相談申込を受けた同労金は、個人情報に関する同意書等を相談者から徴求し、ヒアリングを実施する（、図表1参照、以下同じ）。

ヒアリングは本人以外にも、本人の同意を得て配偶者や家族、労働組合の役員の立会いのもとで行われる。ヒアリングは1~2回、2時間程度実施され、借入先、税金などの滞納分などの債務総額が把握される（）。ただし、初回で債務のすべてを申告しない相談者の場合は面接回数が増加することもある。

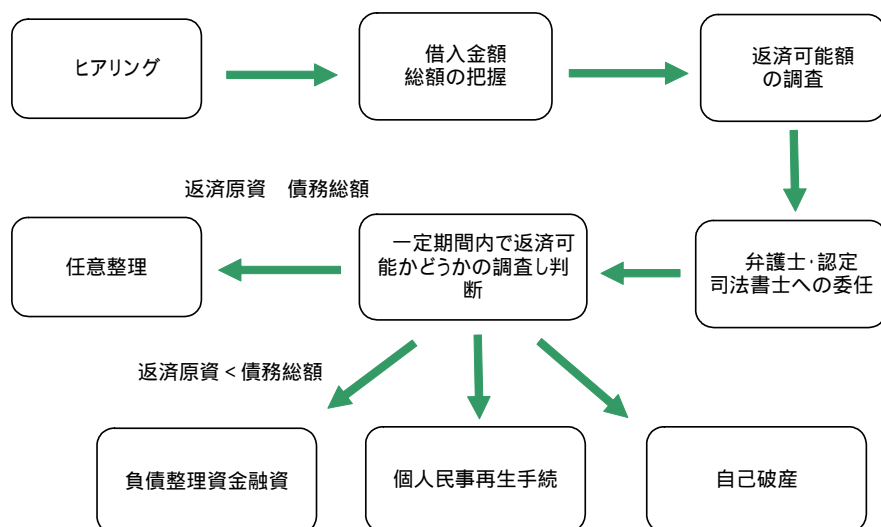
ヒアリングを基に債務総額の把握が行われれば、相談者のキャッシュフローを勘案し、無理のない返済可能額を算定して対応

を協議する（）。ヒアリングと返済可能額の調査が行われれば、その後の対応を弁護士や認定司法書士に委任する（）。

委任を受けた弁護士等は、各債権者に相談者の債務の開示請求や受任通知を送付する。このようにして相談者の債務金額が確定すれば、北海道労金は一定期間内に債務の返済ができるかどうか、を判断する（）。返済が可能と判断されれば任意整理や負債整理資金融資等で対応する。ただし、ケースによっては個人民事再生手続きや自己破産の提案を行うこともある。同融資は、利息制限法での残高再計算後、無担保で1,000万円、有担保で2,000万円を限度とし、主に（社）日本労働者信用基金協会が保証を行う。

一方、相談者は消費者金融会社等に受任通知が送付されること等によって事故情報記録に登録される。そして事故情報は約7年間記録されるともいわれ、その期間は他の金融機関からの新規借入が困難となることが少なくない。そこで、北海道労金では生活が再建された後であっても教育資金な

図表1 北海道労金における多重債務の債務整理フロー



資料:北海道労働金庫資料より作成

どの融資を行うことで相談者の生活のサポートを行っている。生活指導については、ヒアリング時点で労働組合役員などが帯同しているため、労働組合が職場内で実施している。

現在、北海道

労金における負債整理資金融資の貸倒れ件数はほとんどない。この要因は、第一に配偶者や家族、職場等を含めた協力体制を構築していること、第二に負債整理融資を行った後も、労働組合等が相談者のサポートを継続していること、などをあげることができる。なお、06年の負債整理融資の実行件数は約30件、1億円程度であった。

### 職員教育と顧客ロイヤリティなど

北海道労金では、80年代から多重債務者向け負債整理資金融資によって多重債務問題に対応したり、複数の金融機関等から借入れた延滞していない債務をまとめるプロパー融資を商品化してきた。そのため、多重債務問題への対応については、組織内部にそのノウハウが蓄積されていることもあり、現在は特別な職員教育を行っていない。

また、多重債務相談を通じて同労金へのロイヤリティを高める元相談者も少くない。しかし、なかには、カウンセリング段階で心のなかに『わだかまり』を生じさせる相談者もいるため、担当者には熟練したスキルが要求されることもある。

多重債務に陥るきっかけは、生活費、緊急の医療費のための借入や遊興費による借入など様々である。ただし、遊興費が原因の多重債務問題は、再び同問題に陥る傾向があるとの意見もあった。

### 負債整理資金融資の特色

負債整理資金融資は、勤労者を「高利貸しから開放する」という労働金庫設立の原点を具現化した金融商品であることと、

他の個人ローンと比べて高い利ざやを確保できる、ということを考えて、他の

金融商品とは一線を画しているといえる。ただし、同融資は、ヒアリングから弁護士等に委任するまでの期間が2ヶ月以上かかることがある、通常の融資案件よりも事務処理に手間がかかる、などといったこともあり、他金融機関が取組む場合の課題と考えられる。

さて、最近の負債整理資金融資の動向については、同融資の審査基準を満たす相談者が減少している一方で、個人民事再生手続や自己破産などの法的整理を選択せざるを得ない相談者が増え、債務総額も増加しつつある傾向にある。そこで北海道労金では、労働組合が主催する学習会等で金融教育等を実施することで、このような現状に歯止めをかけようと試みている。

### 最近の多重債務問題への対応と金融機関

07年4月、金融庁金融審議会金融分科会が「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について 地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を」を公表した。このなかで金融庁は金融機関が多重債務問題の解決に一定の役割を果たすことを期待すると表明し、どのように金融機関が対応していくのか、ということが大きな課題となっている。

最近では多重債務問題の深刻化や上述のような流れ等を受けて、「おまとめローン」や金融教育を展開する金融機関が増加している。

おまとめローンとは、複数の消費者金融会社等からの借入を一本化する個人向け借換ローンであり、同ローンを提供する金融機関の多くは信販・クレジットカード会社

等と保証提携を行っていることが大きな特色である。また、金融教育については、従来では「金融の仕組み」や「銀行の役割」といった内容が中心であったが、最近では多重債務の現状を教える金融機関もある。

これまで金融機関は、基本的に多重債務者への融資には極めて慎重な姿勢を示してきたことを考慮すれば、大きな前進である。ただし、包括的に多重債務問題の解決を図るのであれば、北海道労金のような負債整理資金融資、カウンセリング、金融教育などを組み合わせて対応することが重要であり、このような解決スキームの広がりが今後は期待される。